入札説明書

長崎森林管理署の旧島原森林事務所解体･撤去工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

本工事は、電子契約システム試行対象案件である。

１．公告日　令和８年 10 月 23 日

２．支出負担行為担当官等

分任支出負担行為担当官　長崎森林管理署長　小野　貴行

３．工事概要

（１）工 事 名　旧島原森林事務所解体・撤去工事

（２）工事場所　長崎県島原市白土町 1073 番地 1（別冊位置図のとおり）

（３）工事内容　事務所等の解体・撤去及び土地の整理、地下埋設物調査

（詳細は別冊図面及び別冊仕様書のとおり）

（４）工　　期　契約締結日の翌日から令和９年２月 28 日まで

（５）使用する建設機械等　特記仕様書（その１）参照

（６）本工事は、入札及び資料の提出等を電子入札システムにより行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

（７）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

（８）その他

① 競争参加資格申請の受付窓口及び受付時間は次のとおりとする。

・受付窓口：長崎森林管理署　総務グループ

長崎県諫早市栗面町 804-1

電話：０９５７－４１－６９１１

メールアドレス：ky_nagasaki@maff.go.jp

・受付時間：９時から 17 時までとする。ただし、「行政機関の休日に関する法律」（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。）は除く。

② 電子入札システムで使用できるＩＣカードは、一般競争（指名競争）入札参加者申請により、申請を行い承認された競争参加有資格者名でＩＣカードを取得し、林野庁電子入札システムに利用者登録を行ったＩＣカードである。

４．競争参加資格

（１）「予算決算及び会計令」（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）入札時において有効な九州森林管理局における令和７・８年度競争参加資格の建設工事のうち「解

体工事」または「とび・土工・コンクリート工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること（「会社更生法」（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は「民事再生法」（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）。

（３）「会社更生法」に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法」に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記（２）の再確認を受けた者を除く。）でないこと。

（４）平成 23 年度以降公告日の前日までに元請として、完成し引き渡しを完了した以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。）。

経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：建築物解体工事（施工規模及び規格は問わない）

ただし、次の証明が出来るものに限る。

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であり、その実績が証明できるもの。

（５）競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知。以下「工事請負契約指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

（６）入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

① 資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、会社等又は会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

ア 親会社等と子会社等の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、イについては、会社等の一方が更生会社又は再手続が存続中の会社等である場合は除く。

ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（７）「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（８）入札に参加しようとする者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙１)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

（９）以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出の義務

(10) 下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等

工事を施工するために締結した全ての下請契約について、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることはできない。（ただし、適用除外者は除く。）

５．競争参加資格の確認等

（１）本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記４（２）の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記４（１）及び（３）から（10）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記４（２）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

また、当該確認を受けた者が競争に参加するには、開札の時において上記４（２）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、次に定める期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書及び資料の提出は、次により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は持参すること。

① 電子入札システムによる場合：

ア 提出期間：

令和８年 10 月 26 日から令和８年 11 月６日までの休日を除く毎日、９時から 17 時までとする。

イ 提出方法：

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「申請書」（別記様式１）、「資料」（表紙１及び別記様式２、）をそれぞれ添付し提出すること。ただし、技術提案書等の合計ファイル容量が１０MB を超える場合には、原則として電子メール（電子メール送信容量は、１通につき７MB 以内とする。以下同じ。）で提出すること（提出期限必着）。この場合、必要書類の一式を電子メールで送付するものとし、下記の内容を記載した書面（様式自由）を電子入札システムにより、技術提案書等として送信すること。

（ア）電子メールで提出する旨の表示

（イ）書類の目録

（ウ）書類のページ数

（エ）送信年月日、会社名、担当者名及び電話番号

電子メールの送信先は、次のとおりとする。

長崎森林管理署　総務グループ

電話　０９５７－４１－６９１１

メールアドレス：ky_nagasaki@maff.go.jp

ウ　ファイル形式：

電子入札システム又は電子メールによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式により作成すること。

・Microsoft Word（Word2010 形式以上）

・Microsoft Excel （Excel2010 形式以上）

・その他のアプリケーション PDF ファイル

画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式

圧縮ファイル ZIP 形式

② 紙入札方式による場合：

ア　受付期間：令和８年 10 月 26 日から令和８年 11 月６日までの休日を除く毎日、９時から 17 時まで（12 時から 13 時までを除く。）とする。

イ　受付場所：〒８５４－００５５　長崎県諫早市栗面町８０４番地１

長崎森林管理署　総務グループ

（２）申請書は、別記様式１により作成すること。

（３）資料は、次に従い作成すること。

同種工事の施工実績については、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

なお、「同種工事の施工実績」（別記様式２）を添付すること。

① 同種工事の施工実績（別記様式２関係）

上記４.（４)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別記様式２に１件記載すること。

② 契約書の写し

ア　①の同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。

※契約書の写しのみでは「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であることが確認できない場合は、その事実が確認できる書類を併せて提出すること。

③ 資格確認通知書の写し

競争参加資格及び格付等級の確認のため、令和７・８年度に係る一般競争の「資格確認通知書」の写しを提出すること。

（４）資料の作成説明会

原則として実施しない。

（５）資料の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む。）又は資料の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

（６）競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和８年 11 月９日までに通知する。

なお、通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

（７）資料のヒアリング

原則として実施しない。

（８）その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は返却しない。

④ 提出期限以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は認めない。

６．競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

（１）競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由とする。）により説明を求めることができる。

① 提出期限等：令和８年 11 月 18 日までの休日を除く毎日、９時から 17 時まで（12 時から 13 時までを除く。）とする。

② 提 出 先：上記３(８)①に同じ。

③ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。この場合、上記３（８）①に示すメールアドレスに送信し、提出した旨を電話により通知すること。

（２） 分任支出負担行為担当官は、説明を求められた場合は、令和８年 11 月 19 日までに説明を求めた者に対し、電子メール又は書面により回答するので確認すること。

７．入札説明書に対する質問

（１）この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由とする。）により提出すること。

① 受領期間： 令和８年 10 月 26 日９時から令和８年 11 月 13 日 17 時まで。
持参する場合は、上記期間内の休日を除く毎日、９時から 17 時まで（12 時から 13 時までを除く。）とする。

② 提出場所： 上記３(８)①に同じ。

③ 提出方法： 原則として電子メールによる（受領期限必着）。この場合、送信後に上記３（８）①に提出した旨を電話により通知すること。

（２）上記(１)の質問に対する回答は、書面（電子メール）により行う。また、次のとおり九州森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

① 期間：令和８年 11 月 17 日から令和８年 11 月 19 日までの休日を除く毎日、９時から 17 時まで（12 時から 13 時までを除く。）とする。

② 場所：上記３（８）①に同じ。
九州森林管理局ホームページ：
https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koukoku_qanda/koukoku_q-a.html

８．入札及び開札の日時及び場所等

（１）電子入札システムによる入札の締切りは、令和８年 11 月 20 日９時 20 分。

（２）紙入札方式により持参する場合の締切りは、令和８年 11 月 19 日１７時００分とし、長崎森林管

理署　会議室において入札。

（３）開札は、令和８年 11 月 20 日９時 30 分に、長崎森林管理署　会議室において行う。

（４）紙入札方式による入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官等により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

９．入札方法等

（１）入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得たときは、入札書は紙により封緘の上、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参すること。なお、郵送等による提出は認めない。

（２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

10. 入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金：　免除

（２）契約保証金：　納付（保管金の取扱店 日本銀行諫早代理店）。ただし、金融機関又は保証事業会社（「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和 27 年法律第 184 号）第２条第４項に規定する保証会社をいう。）の保証（取扱官庁　長崎森林管理署）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

11. 工事費内訳書の提出

（１）第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。なお、工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

①　電子入札方式の場合

ア　提出方法：工事費内訳書を上記５（１）①ウに示すファイル形式により作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。

イ　電子メールについて：工事費内訳書が１０MB を超える場合には、工事費内訳書についてのみ原則として電子メールで提出すること（提出期限必着）。この場合には、工事費内訳書の一式を電子メールで送付するものとし、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（様式自由）を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

（ア）電子メールで提出する旨の表示

（イ）書類の目録

（ウ）書類のページ数

（エ）送信年月日、会社名、担当者名及び電話番号

提出先は上記３（８）①に同じ。

ウ　ファイル形式：電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式につい

ては、上記５（１）①ウと同じ形式により作成し、入札書添付欄に添付すること。

② 紙入札方式の場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

（２）提出された工事費内訳書は返却しない。

（３）入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、分任支出負担行為担当官（補助者を含む）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別表各項に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第７条第 11 号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

（４）提出された工事費内訳書を必要に応じ、公正取引委員会に提出することがある。

12. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、「林野庁電子入札システム運用基準（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」（平成 16 年７月）に定める立会官を立会わせて行う。紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立会い、開札を行うものとする。

なお、競争参加者又はその代理人が立会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて開札を行う。

13. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書及び資料に虚偽の記載を行った者がした入札及び、入札説明書・入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに暴力団排除に関する誓約事項(別紙１)について、虚偽又はそれに反する行為が認められた入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

上記の場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第１第１項の規定に基づく指名停止又は第 10 の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことがある。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記４に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

14. 落札者の決定方法

（１）落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中から予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

（２）上記（１）において、落札者となる者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせ落札者を決める。ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合及びくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

15. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。また、落札者が決定したときは、遅滞なく契約担当官等が定める期日（７日を目安として定める。）までに契約を締結するものとする。

16. 支払条件及び違約金

（１）前金払　　無

（２）中間前金払及び部分払　中間前金払　無　　部分払　　無

17. 関連情報を入手するための照会窓口

上記３（８）の①に同じ。

18. その他

（１）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。

（３）電子入札システムは休日を除く毎日、９時から 17 時まで稼働している。

（４）システム操作上の手引き書としては、林野庁発行の「電子入札の手引き」（平成 17 年２月）を参考とすること。

（５）電子入札システムの操作及び障害発生時等の問合わせ先は次のとおりである。

・ 農林水産省電子入札ヘルプデスク

受付時間：９時から 16 時まで（12 時から 13 時までを除く。）

電話：048-254-6031

e-mail:help@maff-ebic.go.jp

（６）入札参加希望者が電子入札システムにより書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

（７）第１回の入札において落札者が決定しなかった場合には、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から通知する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、電子入札システム機器（パソコン）の前で待機すること。

なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。

（別紙１）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）　暴力的な要求行為を行う者。

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。

（４）　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者。

（５）　その他前各号に準ずる行為を行う者。

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

（別記様式１）
（用紙 A4 版）

競争参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
　長崎森林管理署長　　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

令和８年 10 月 23 日付けで公告のありました　旧島原森林事務所解体・撤去工事　に係る競争に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお 、「予算決算及び会計令」（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当する者でないこと及び添付書類内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札説明書 5.(3)①に定める同種工事の施工実績を記載した書面
2. 入札説明書 5.(3)②に定める契約書の写し
3. 入札説明書 5.(3)③に定める資格確認通知書の写し

注） 紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた郵送料金の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出すること。

（表紙１）
（用紙 A4 版）

令和　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
長崎森林管理署長　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

旧島原森林事務所解体・撤去工事競争参加資格確認資料

業者コード　Ｔ00000
建設業許可番号 ○○許可－第 00000 号
所在地　○○県○○市○○町○○番地

連絡先　氏名：
電話：

標記について、令和８年 10 月 23 日付けで公告のありました　旧島原森林事務所解体・撤去工事　の競争参加資格確認資料を別紙のとおり提出します。

注１）電子入札システムを用いて提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書の合計容量が１０MB を超える場合には、原則として電子メール（電子メール送信容量は、１通につき７MB 以内とする。）により提出すること。（提出期限必着）
注２）所在地は、競争参加資格を満たす本店又は支店若しくは営業所の所在地を記入すること。

（別記様式２）

（用紙 A4 版）

同　種　工　事　の　施　工　実　績

（工事名：　旧島原森林事務所解体・撤去工事　）

会社名：

工事名称等	工事名称	
	発注機関名	
	工事場所	（都道府県名：市町村名）
	契約金額	
	工　　期	平成（令和）〇〇年〇〇月〇〇日～平成（令和）〇〇年〇〇月〇〇日
	受注形態等	単体/JV（出資比率）
工事概要	工　　種	
	工　　法	
	規　　模	
備考	CORINS 登録の有無	有（CORINS 登録番号）　無

注１　公告において明示した資格が確認できる内容を必ず記載すること。

注２　CORINS 登録を「有」とした場合は、CORINS 登録番号を記載すること。ただし、公告において明示した資格が CORINS で確認できない場合は契約書等の写しを添付すること。

注３　CORINS 登録を「無」とした場合は、当該工事の契約書等の写しを添付すること。

注４　記載する工事が森林管理局長等が発注した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書又は工事成績確認書の評定点合計を証明する書類を添付すること。（評定点合計が 65 点未満のものは実績として認めない。）

（別表）

１　未提出であると認められる場合（未提出であると同視出来る場合を含む。）	（１）	工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	（２）	工事費内訳書とは無関係な書類である場合
	（３）	他の工事の工事費内訳書である場合
	（４）	白紙である場合
	（５）	工事費内訳書が特定できない場合
	（６）	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
２　記載すべき事項が欠けている場合	（１）	内訳書の記載が全くない場合
	（２）	入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
３　添付すべきでない書類が添付されていた場合	（１）	他の工事の工事費内訳書が添付されている場合
４　記載すべき事項に誤りがある場合	（１）	発注者名に誤りがある場合
	（２）	発注案件名に誤りがある場合
	（３）	提出業者名に誤りがある場合
	（４）	工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
５　その他未提出又は不備がある場合		

（別紙）

（紙契約方式への変更承諾願　記載例）

令和　年　月　日

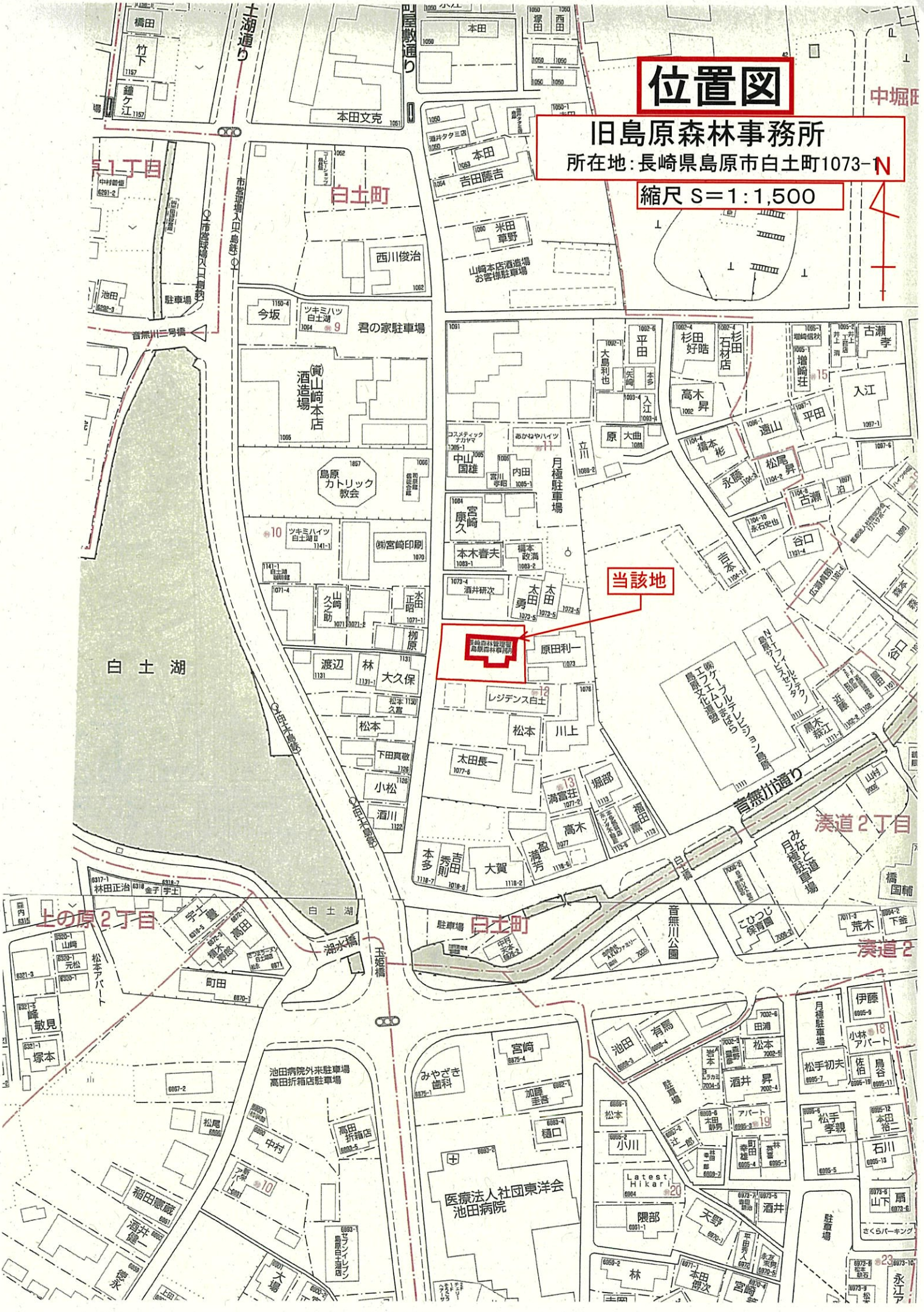
支出負担行為担当官
○○森林管理局長　○○　○○　殿

住　　所
商号又は名称　○○株式会社
代　表　者　代表取締役社長
○○　○○

電子契約システム試行対象案件における紙契約方式への変更承諾願について

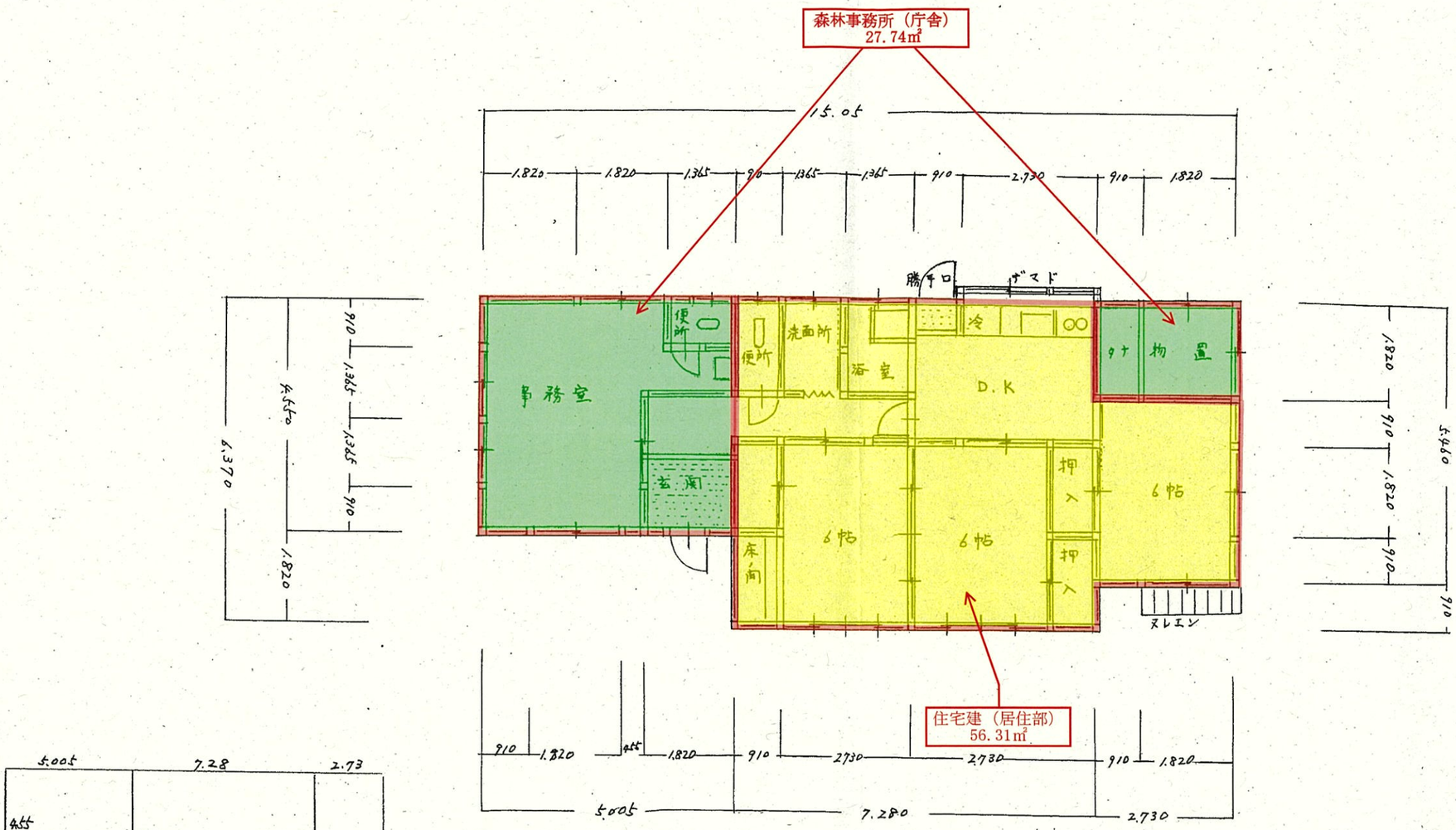
貴局発注の○○○事業○○○工事について、電子契約システムを利用しての契約手続きができないため、紙契約方式への変更を承諾されたく申請します。


位置図
旧島原森林事務所
所在地：長崎県島原市白土町1073-1
縮尺 S＝1：20,000
N
当該地
島　原　市
島　原　港
58
251
57
134
愛野島原線
しまばら
島原市役場
しまばらこう
しまばらふなつ
雲仙岳災害記念館
島原森林事務所
雲仙治山事業所
ターミナル
88
89
90


位置図
旧島原森林事務所
所在地：長崎県島原市白土町1073-1
縮尺 S＝1：1,500
N
当該地
白土町
白土湖
上の原2丁目
湊道2丁目
音無川通り
白土湖通り
町屋敷通り
市営球場入口(島鉄)
音無川三号橋
白土湖永橋
玉妮橋
白土橋
駐車場
池田病院外来駐車場
高田折箱店駐車場
君の家駐車場
山崎本店酒造場お客様駐車場
医療法人社団東洋会
池田病院
島原カトリック教会
月極駐車場
レジデンス白土
NTTフィールドテクノ島原サービスセンタ
(財)エフエムしまばら島原文化通信館
みなと道月極駐車場
さくらパーキング
本田文克
本田
吉田藤吉
米田章野
西川俊治
今坂
ツキミハイツ白土湖
(資)山崎本店酒造場
(株)宮崎印刷
平田
大島利也
杉田好晧
杉田石材店
古瀬孝
増崎荘
入江
高木昇
遠山
松尾昇
永石史也
谷口
吉本
中山国雄
内田
原大曲
立川
宮崎原久
本木春夫
橋本政満
酒井研次
太田勇
原田利一
渡辺
林
大久保
松本
川上
太田長一
下田真敬
小松
酒川
堀部
清富荘
高木
本多
吉田秀則
大賀
盈清芳
林田正治
金子宇土
宇土豊
高田
町田
峰敏見
塚本
山崎
元松
松本アパート
池田
有馬
田浦
松本
岩本
酒井昇
伊藤
小林アパート
松手初夫
佐伯
鳥谷
松手孝親
本田裕二
石川
小川
樋口
加藤圭吾
宮崎
みやざき歯科
稲田憲蔵
酒井健一
徳永
大場
中村
高田折箱店
セブンイレブン島原白土湖店
隈部
天野
林
本田博次
宮崎
酒井
山下扇
永江
ひつじ保育園
荒木
下釜
橋国輔

平 面 図

長崎森林管理署 島原森林事務所



205085-00

口座名	長崎森林管理署		索引番号	18	図面番号	3
所在	島原市白土町 1073番1		図面の名称	平面図	縮尺	1/100
建物番号	18-1	建物の名称	島原 森林事務所	調製年月日	昭和56年 12月18日	
建面積	㎡ 27.74	延面積	㎡ 27.74	調整者	官職	農林水産技官
構造	木造瓦葺平屋建				氏名	飯倉 卓治
建設年月日	昭和56年12月8日					

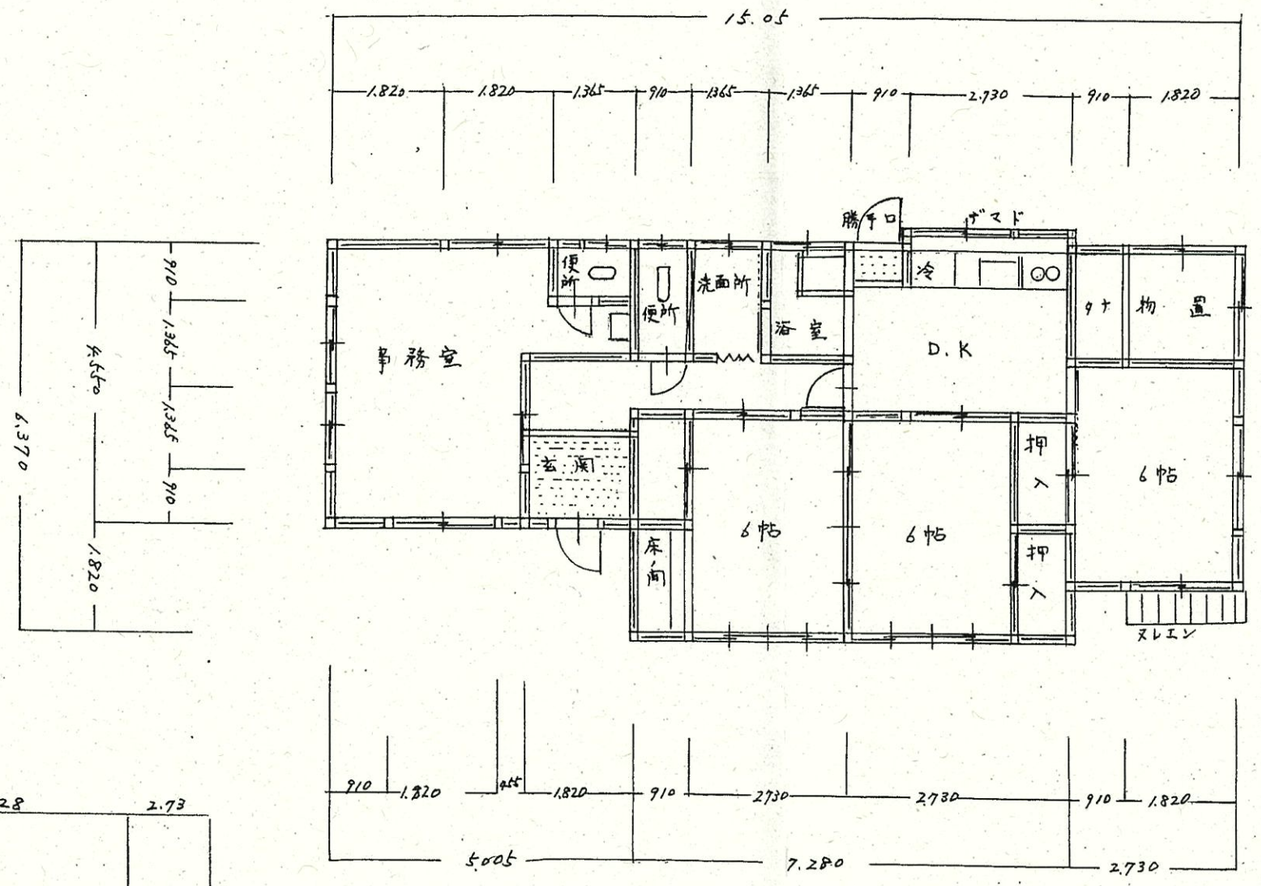
205085-01

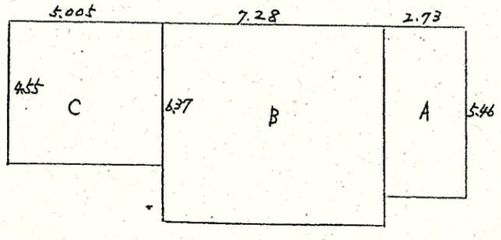
口座名	長崎森林管理署		索引番号	18	図面番号	3
所在	島原市白土町 1073番1		図面の名称	平面図	縮尺	1/100
建物番号	18-1	建物の名称	島原森林事務所 居住部公務員宿舎	調製年月日	平成18年 1月4日	
建面積	㎡ 56.31	延面積	㎡ 56.31	調整者	官職	農林水産技官
構造	木造瓦葺平屋建				氏名	中島 龍太
建設年月日	昭和56年12月8日					

平 面 図

長崎森林管理署 島原森林事務所

N





205085-00

口座名	長崎森林管理署		索引番号	18	図面番号	3	
所在	島原市白土町 1073番1		図面の名称	平面図	縮尺	1/100	
建物番号		18-1	建物の名称	島原 森林事務所	調製年月日	昭和56年 12月18日	
建面積	㎡ 27.74		延面積	㎡ 27.74	調整者	官職	農林水産技官
構造	木造瓦葺平屋建					氏名	飯倉 卓治
建設年月日	昭和56年12月8日						

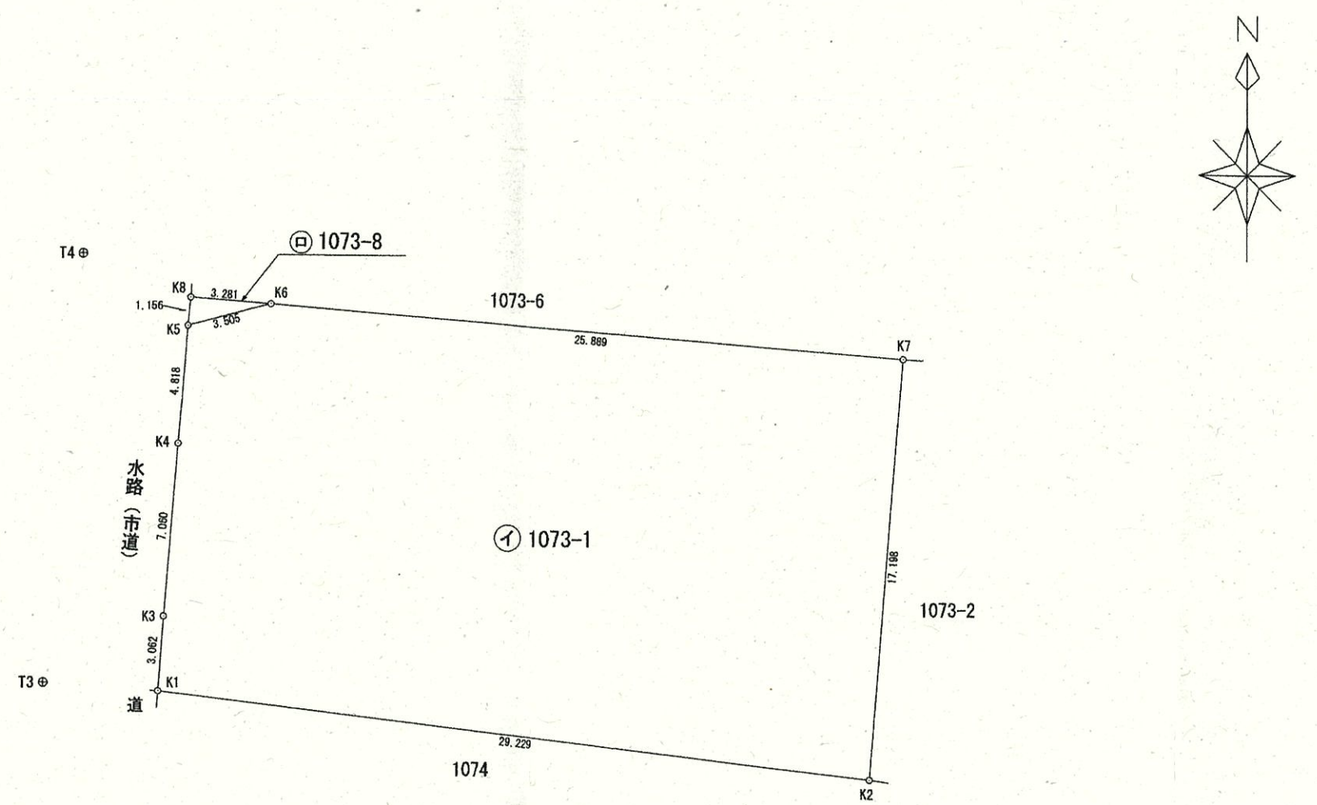
205085-01

口座名	長崎森林管理署		索引番号	18	図面番号	3	
所在	島原市白土町 1073番1		図面の名称	平面図	縮尺	1/100	
建物番号		18-1	建物の名称	島原森林事務所 居住部公務員宿舎	調製年月日	平成18年 1月4日	
建面積	㎡ 56.31		延面積	㎡ 56.31	調整者	官職	農林水産技官
構造	木造瓦葺平屋建					氏名	中島 龍太
建設年月日	昭和56年12月8日						

登記申請前

地積測量図

地番	1073番1、1073番8
土地の所在	島原市白土町



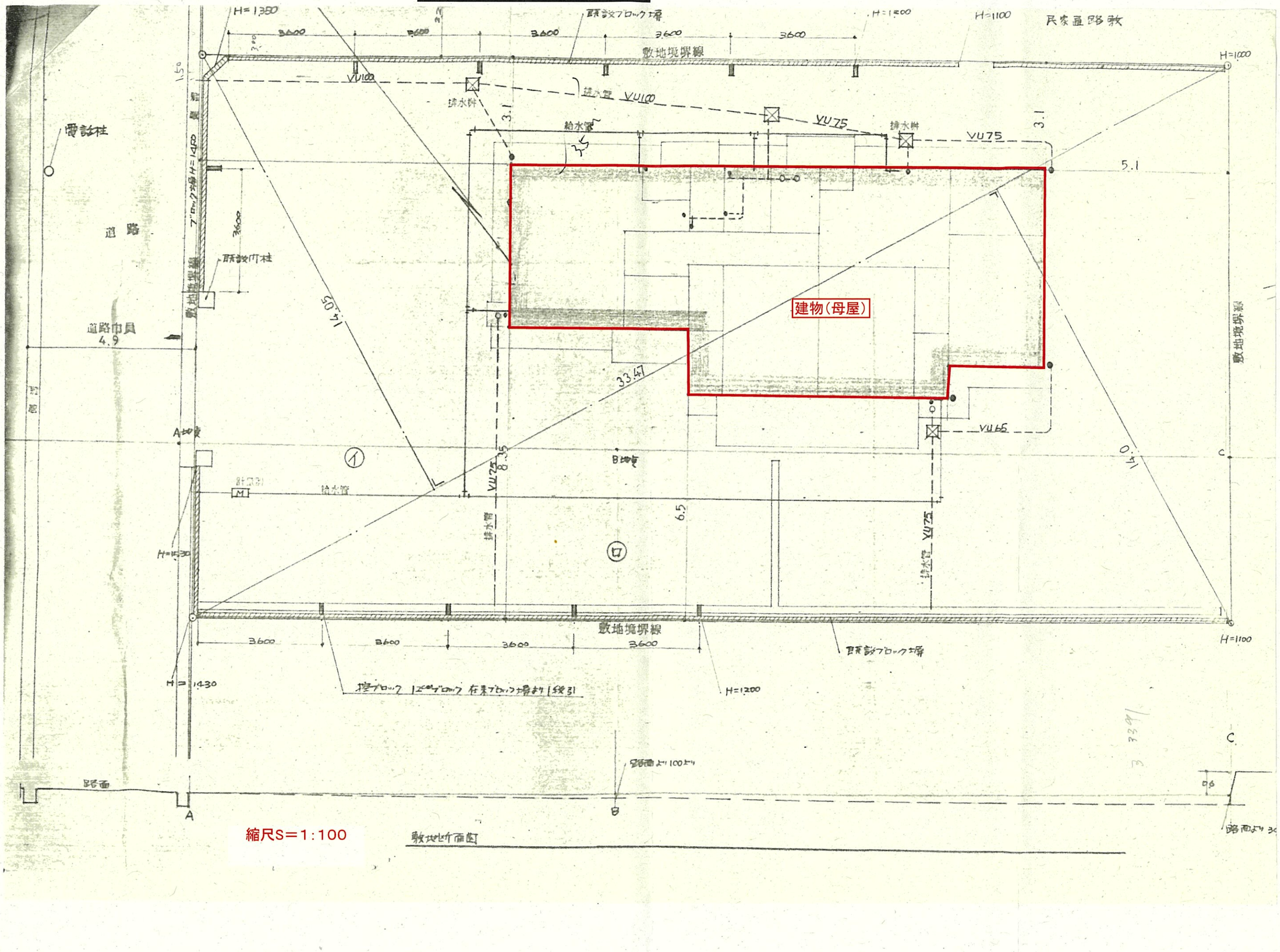
境界標識の種類	
コンクリート杭	K2、K8　（既設）
金属標	K1、K5、K6　（新設）
	K3、K4、K7　（既設）

調査報告書No.：0750168

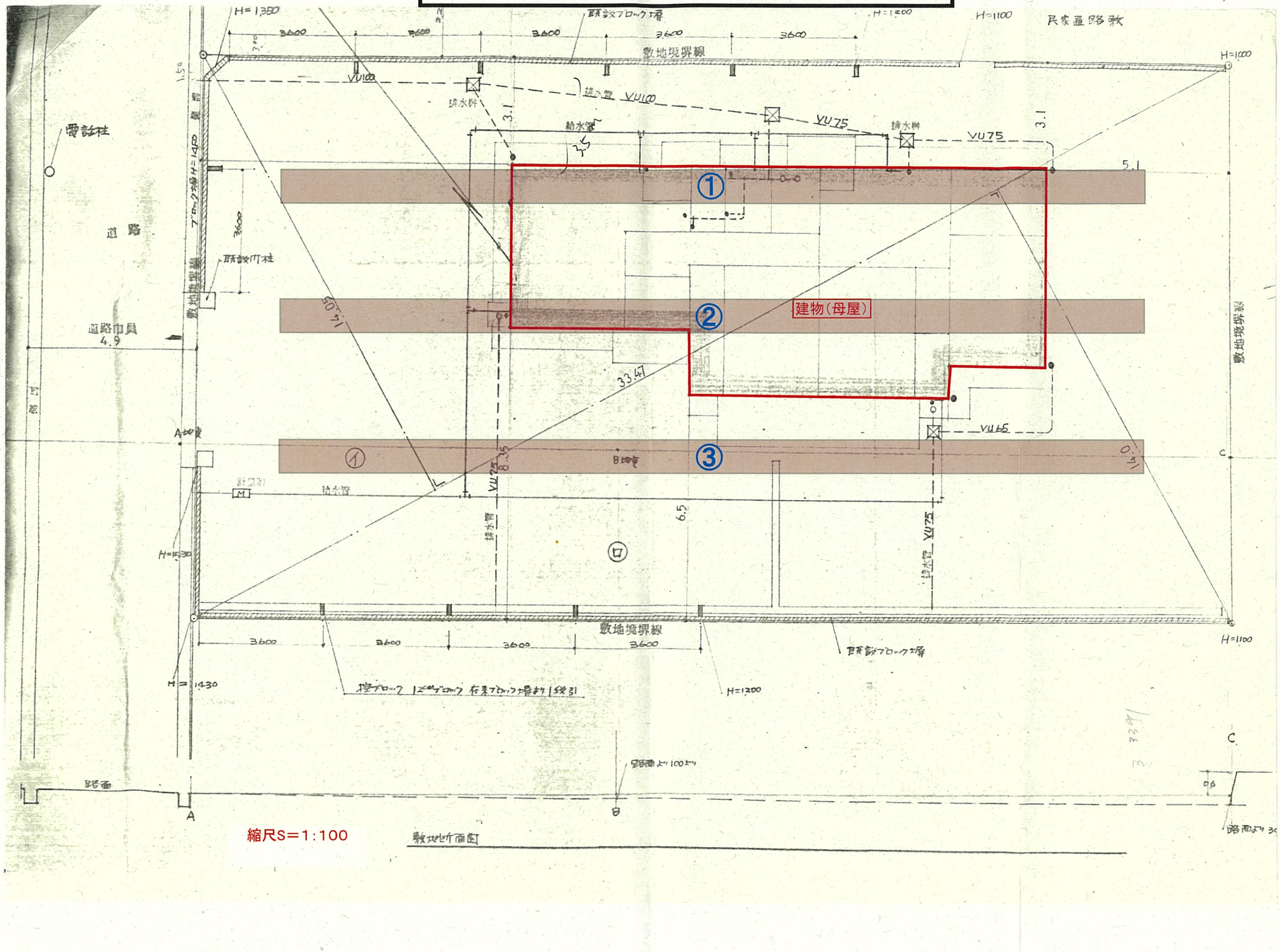
測量年月日	令和５年１２月２０日
座標系	Ⅰ系

作成者	公益社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会　社員 島原市有明町大三東戊１３９８番地１ 土地家屋調査士　出田浩久　（令和 6 年 1 月 日作成）	申請人	長崎森林管理署長　黒木興太郎	縮尺	1／250

建物配置図


建物(母屋)
敷地境界線
民家直路敷
電話柱
道路
道路巾員
4.9
排水桝
給水管
VU75
VU100
VU65
3600
3347
5.1
3.1
6.5
8.35
0.41
H=1380
H=1100
H=1000
H=1200
H=1430
A
B
C
路面
路面より100上り
路面より30
縮尺S＝1:100
敷地断面図

建物配置兼地下埋設物見取図



仕　様　書

1．本工事の施工に当たり、工事現場の安全、衛生、その他の管理については、受注者の責任において適切な処理を怠らないこと。

2．本工事作業に関連して、隣接地の建物、囲障、樹木、道路等に損害を及ぼした場合は、速やかに監督員に報告し、受注者の責任において補修及び復旧工事を行うこと。

3．解体及び撤去物件の範囲、構造及び数量

(1)所在地　長崎県島原市白土町 1073 番地 1

(2)構造・数量・建築年月日

構　　造	数量	面積・延長	建築年月
事務所建・住宅建（併設） 木造又は木骨モルタル造、瓦葺、平屋	1 棟	84.05 ㎡	昭和 56 年 12 月

4．建物解体で、建物に接する電気、電話、水道、ガス機器等の撤去及び切断工事は、受注者の責任において、各事業所の手続きを行い撤去することとし、それに要する費用は受注者の負担とする。

5．解体対象建物を解体する場合は、解体前に建物と隣接地との間に養生シートを設置することとし、騒音等には十分注意をする。

6．建物解体は、残存基礎及びコンクリート類はすべて撤去すること。また、地下埋設構造物（合併浄化槽等）についてもすべて撤去し、埋め戻すこと。

7．解体工事に伴い発生する廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令に基づいて適正に処理すること、また、特定建設資材廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、適正に再資源化等を行なうこと。

8．解体作業及び廃材等搬出が完了したら跡地を砂利敷込み整地を行い、窪み等が生じないよう整地し、雨水等が隣接民地へ流出しないよう整備をして引渡しすること。

9．解体資材撤去後に地下埋設物確認調査を行うこと。w= 1.0m x H=1.0m x L=15.0m ~ 16.5m の試堀を 3 本施工すること。

10．工事写真は、カラー写真とし、着手前、実行中、完成後の経過写真を撮り、その写真をアルバムに貼り、提出すること。

11．以上のほか、本工事の実施に当たり疑義が生じた場合は、監督員の指示によること。

12．特記仕様書については、関係法令及び国土交通省の建設工事解体共通仕様書に定めるもののほか、再資源化特記仕様書及び安全・訓練等に関する特記仕様書によるものとする。

特記仕様書（その 1）

1　排出ガス対策型建設機械に関する事項

（１）本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「森林整備事業建設機械経費積算要領の制定について(平成１１年４月１日付け１１林野計第１34号林野庁長官通知)」に示す排出ガス対策型建設機械の使用に努めるものとする。(排出ガス対策型建設機械を使用できない場合で、技術証明等によりその効果が明らかな排出ガス浄化装置を装着した建設機械については、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。)

（２）排出ガス対策型建設機械を使用する場合は、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

（３）対象機種一覧

一般工事用建設機械	備　　考
・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの:油圧ハンマー、バイブロハンマー、油圧式鋼管圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、全回転オールケーシング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイルクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kw 以上260 kw以下)を搭載した建設機械に限る。

備考　道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車車検証の交付を受けているものを除く。

2　建設工事に係る資材の再資源化に関する事項

(１)当該工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第１04 号)に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、工事請負契約書に分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等するための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を記載する必要があることから、落札者は、落札決定後、当該工事請負契約書に記載する分別解体等の方法等について、発注者と書面により協議を行うこと。

特記仕様書（その２）

１安全・訓練等に関する事項

（１）安全・訓練等

本工事の施工に際し,現場に即した安全･訓練等について,本工事着手後原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間(月ニ回に分割可)を割り当て下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

①安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育

②本工事内容等の周知徹底

③工事安全に関する法令,通達,指針等の周知徹底

④本工事における災害対策訓練

⑤本工事現場で予想される事故対策

⑥その他,安全・訓練として必要な事項

（２）安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に,本工事の内容に応じた安全.･訓練等の具体的計画を作成し,監督員に提出するものとする。.

（３）安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況をビデオ,写真,工事日誌等に記録し,提出するものとする。

2 使用材料に係る事項

木材・木製品については、合法性・持続可能性が証明された木材・木製品を使用すること。

3 工事看板等

（１）工事看板又は工事を周知する掲示物は、地元住民や通行車両から認知される場所に設置すること。

（２）工事看板等には木材を使用し、「間伐材、合法材利用促進工事」である旨を標記すること。

4 保険の付保及び事故の補償

（１）受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職者共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 .

（２）受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。 .

（３）受注者は、建設業退職金共済制度又は林業退職金共済制度に加入し、その発注者用掛金収納書を工事請負契約締結後原則１箇月以内に、発注者に提出しなければならない。